

男女共同参画社会の実現に向けた行政施策 における学校教育の役割

—国際社会の動きから、地方都市の施策まで—

佐藤実芳

はじめに

21世紀の地球社会の課題の一つに、差別のない社会の実現がある。日本は先進国にありながら、女性の社会的な地位が低いと指摘されてきている。現在日本社会では女性の職場への進出が増え、いろいろの分野で活躍している。しかしながら一方では社会での女性差別や女性への暴力などの人権侵害も根強く、また保育制度の不備などにより女性の社会進出に支障が出る場合も多い。

女性の地位の向上とその権利の擁護は、今や国際的な潮流である。またわれわれの身近な問題に対する施策も、女性の地位の向上を求めた国際的な運動につながっているものが数多い。

本稿では近年日本の行政が推進している「男女共同参画社会」実現のための施策を、国連等の外交の場にさかのぼって分析し、次にそれが日本政府から地方自治体へ浸透していく潮流を、学校教育というテーマを中心に検討する。

平均的な自治体（地方都市）である兵庫県の豊岡市の事例を対象として、男女共同参画社会の実現に向けての具体的な取り組みを分析することにより、日本における男女共同参画に向けての行政施策及び体制の特徴を分析して、日本社会における男女平等実現の課題を明らかにしたい。

なお本稿においては、従来「婦人」として用いられた用語は、できる限り「女性」を使用するとともに、英語“WOMAN, WOMEN”の訳語は、会議名などの固有名詞として使用されてきた場合を除いて、「女性」に統一する。

1. 日本の男女不平等の特質

(1) 戦後日本における男女分業の徹底

江戸時代の封建制による家や財産の男子への相続制度や、明治時代に確立された家父長制のもと、目上の者を尊敬する儒教の影響などを受け、日本社会には長らく男尊女卑の価値観

とそれを固定化する社会的慣行が根づいてきた。

しかし第二次大戦後の科学技術の発展とそれに伴う経済の発展は、電気・ガス・水道などの生活インフラの整備と家庭電化製品の発明や普及とにより、女性を過酷で煩雑な家事労働から解放した。しかしながら終身雇用の慣行を持つ日本の企業は、男性を会社に徹底的に忠誠を誓わせて四六時中仕事漬けにし、いわゆる「仕事人間」や「会社人間」に仕立て上げることにより、高度経済成長を実現させた。

一方女性は結婚してからは家庭に入り、家事や育児を全面的に引き受けて、会社人間の夫のサポートに徹した。また独身の女性は、結婚を機に退職することが当然と考えられ、企業では主に補助的な仕事しか与えられなかった。就職しても結婚までの「腰掛け」的な存在とみなされていた。ここに戦後日本独自の男女の分業化ができあがった。

(2) 終身雇用の慣行と男女不平等

欧米の国々では、経済成長に伴い女性の社会への進出が徐々に進んだ。また旧社会主義国などでは、女性の労働力を利用するため、女性の工場などの職場への進出やそれを可能にする保育制度などの充実が国策で進められた。男女平等と経済成長は相互に関連していたのである。しかし終身雇用制と男性の会社人間化により発展した日本の産業界は、男女の分業と、そしてその結果としての男女間の不平等により経済の繁栄を手に入れた。世界の中でも特異な発展をとげたのである。

もちろん欧米においても近代化に伴い、中産階級では女性が結婚後専業主婦となって家庭に入り、良妻賢母をめざす傾向は強かった。しかし労働者階級では、結婚後も女性が家政婦や女子工員などとして働くのが普通であった。戦後の日本のように、産業構造や就業構造が大きく変革し被雇用者が増大しても、男性中心の雇用慣行の中で既婚女性の大半が家庭に入るの、国際的には極めて特異な現象である。それゆえ日本の男女不平等の解消には、企業の終身雇用を中心とした雇用慣行の改善が大前提になる。

2. 男女平等を求める国際的動き

(1) 国連での運動

第二次大戦後欧米では女性の権利を求める運動が、フェミニストと呼ばれる女性の運動家達を中心に次第に高まっていく。そして彼らは発展途上国の女性の悲惨な状況に胸を痛め、発展途上国の女性の権利の擁護にも声をあげるようになった。

ところで男女平等の問題は、軍事や貿易の問題とは異なり2国間交渉の対象にはなりにくい。そこで先進国のフェミニストは、発展途上国の女性の権利の向上を働きかけるため、女性差別の撤廃と女性の地位の向上を、世界全体で取り組むべき人類の重要な課題であると国連を通じて訴えた。その結果女性の地位向上を促す会議や決議が、今まで数多く国連の場で

なされてきた。

日本の外交の特徴は、アメリカ追従とともに国連の重視だと言われる。その国連が強制力を持つ「条約」という形で、女性の権利に関する施策を加盟国に求めたことで、日本政府はそれに対する国内の法整備や施策の推進を迫られるようになる。

（２）女性差別の撤廃に向けての条約の制定

まず1946年に国連は、婦人の地位委員会を設置した。そして1967年に「婦人差別撤廃宣言」を採択するとともに、1975年を国際婦人年と決定して、メキシコシティで世界会議を開催することにした。

国連での動きのうちで日本政府の取り組みに特に大きな影響を与えたのは、次の条約と行動計画であった。

①差別撤廃条約

第一は、1979年に成立した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」である。1975年にメキシコシティで開催された国際婦人年会議で、世界行動計画が採択され、1975—1985年の10年間に各加盟国が努力する指針が定められた。その内容に効力を持たすように条約としてまとめられたものである。同条約の趣旨は、男女の平等を達成するためには、社会や家庭における男女の伝統的な分業役割をなくすことが必要であるというものである。

世界行動計画の指針を強制力を有する条約にして、加盟国に同行動計画の終了する1985年までに、国内法の整備をして批准することを、国連は求めたのである。

②ナイロビ未来戦略

第二は、1985年にケニアのナイロビで開催された「国連の女性10年」ナイロビ世界会議において、西暦2000年までに女性の地位の向上のために達成すべき目標を、「女性の地位向上のためのナイロビ未来戦略」として採択した行動計画である。この計画に沿う形で、日本を含めた加盟国は、女性の地位向上を保障する国内の施策の策定を迫られた。そして日本政府はこの行動計画に沿って、男女共同参画社会基本法を1999年に制定することになる。

3. 国際的な動きへの日本政府の対応

（１）差別撤廃条約の批准

1979年に国連が制定した、前述の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准に向けて、日本政府は国内法の整備にとりかかった。

翌1980年のコペンハーゲンで開催された世界婦人会議では、女子差別の撤廃に関する上記の条約を批准した加盟国が、1985年までに同条約に抵触する国内法を整備することが定

められた。

日本の場合条約の内容に抵触することが明白な主な制度は、父系優先の国籍法、男女の雇用差別、義務教育（中学校）での家庭科の女子専修の3つであった。これらの3点について関係省庁の以下のような対応により、国内の法整備が行われて、1985年7月にナイロビで開催された国連婦人10年の最終年世界会議において、日本政府は同条約を批准したのである。

①国籍差別について

国籍については、法務省が1982年に戸籍法を改正して父母両系血統主義に改めて、1985年1月より施行した。これにより例えば日本人を母親とする国際結婚した夫婦の子どもも、日本国籍の取得が可能になった。

②雇用差別について

雇用差別については、男女雇用機会均等法を1985年に制定し、1986年の4月から施行した。これにより例えば男女別の採用や、職種の選択や昇進に関する男女間の異なる基準は原則として撤廃された。

③家庭科の共修について

家庭科の女子のみ必修の制度については、文部省は教育的配慮であり女性差別には該当しないとして、男女共修化に強く抵抗した。しかし民間の女性団体の要求やマスコミの批判さらには外務省の説得により、1984年12月に家庭科の女子のみの必修を改めることを決定した。ただし実際に学校現場で中学校と高校の家庭科の男女共修が開始されたのは、次に改訂された学習指導要領が施行された1989年からである。

(2) ナイロビ未来戦略への対応

前述の女性の地位向上に関する国際的な戦略に対応するために、日本政府は「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を1987年に策定し、国内における施策の推進を図った。そして1991年には国際会議の動向を踏まえて、同計画の第一次改訂を行った。この改訂で「男女共同参画」という表現を用いるようになった。

続いて男女共同参画推進本部（本部長 内閣総理大臣）を1994年7月に閣議決定して設置し、1996年12月に「男女共同参画2000年プラン—男女共同参画社会の形成に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画—」を作成した。そして1999年6月に「男女共同参画社会基本法」が成立した。

なお男女共同参画への実現に向けた国内外の主な動き（会議の開催、法令の制定等）は、次の表1に示す通りである。

表1 男女共同基本法制定へ向けての推移

1975年 11月	国際婦人年記念婦人問題世界会議（メキシコシティ）
1979年 11月	国連「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を制定
1985年 10月	西暦2000年に向けての全国会議（ナイロビ） —『国連婦人の十年』最終年一、日本政府差別撤廃条約を批准
1995年 9月	世界女性会議（北京）
1996年 7月	男女共同参画審議会、答申「男女共同参画ビジョン」を提出
1996年 12月	男女共同参画推進本部、「男女共同参画2000年プラン」を決定
1999年 6月	第145回国会において、「男女共同参画社会基本法」が成立

4. 男女共同参画へ向けての日本政府の動き

(1) 「男女共同参画」という用語の使用

女性の権利の向上は、男性に比較して相対的に弱い権利を対等にしようというものである。そのためこの問題を表す用語としては、女性の権利、男女平等（または不平等）、男女差別（女性差別）、機会均等などが国際的に使用されている。

女性の雇用に関して日本政府は、このように国際的に使用されている用語を用いて、1985年に女性の雇用機会を保障するための法律を、男女雇用機会均等法と名付けた。しかし女性の権利全般に関するこのたびの国際的な動きに対しては、「男女共同参画」という日本独自の概念を持ち出した。

(2) 男女差別を隠蔽するという批判

女性問題の研究者や運動家の間では、「男女共同参画」という言葉は、男女平等という問題の本質をそらすものだという批判がある。確かに男女間の差別をなくそうという断固とした姿勢が、「男女共同で仲良く」というあいまいなムードに流されて、不平等という問題の本質を見失う恐れがある。本来女性の権利の向上のために解決すべきは差別の問題であり、協力や共同を推進するのが最も重要ではないはずである。また国際的にも男女共同参画という言葉は使用されていない。従って男女平等に向けての国際的な動きからは、一歩後退した印象を受ける。

しかしながら男性社会の日本にあって、いくら時代の流れや国際的な要請とはいえ、男女平等という概念を全面に押し出すと、各界での抵抗が相当強いことが予想される。特に国政の実権を握る中央官庁の官僚や国会議員の大半は、古い価値観の時代に育った中高年の男性である。法律を制定して行政施策を推進するために、これらの人々の間でアレルギーの強い「男女平等」という用語を用いず、「男女共同参画」という男性にも受け入れやすい用語を、日本政府は用いることにした。名を捨てて実をとった現実的な対応とも評価できる。

また考え方によれば、男女共同参画という言葉を用いても、施策の中身自体が男女平等を

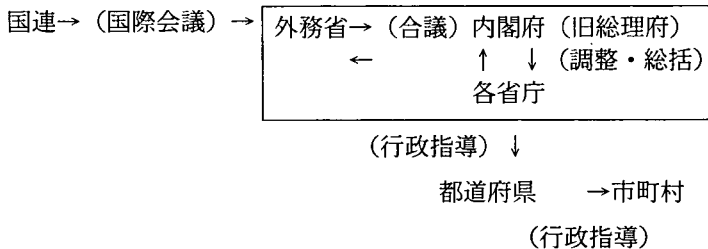
求めるものならば良いとも言えよう。私自身は日本の男女平等の実現においては、雇用慣行が最も大きな障害になっていると考える。特に終身雇用制のもとでは、女性が出産・育児のために仕事を中断すれば、正社員としては元の職場にはまず戻れない。それゆえ女性は出産かそれとも仕事の継続かを選択を迫られることになる。このことが近年の日本における、晩婚化、結婚しない若者の増大、出生率の低下などに、大きな影響を与えていることは否定できない。

男性だけが働き続ける終身雇用をやめて、男女共同で働くワークシェアリングの雇用原則に沿った社会の到来を目指すのならば、男女共同参画という理念に従う施策も、男女平等を実質的に実現するものであると評価できよう。

(3) 男女共同参画の施策の提言と行政機構

日本の男女共同参画を求める動きは、国内の各種女性団体の運動と国際社会からの要請という、2つの推進力により進められてきた。国の施策において男女共同参画を求める動きは、特に外務省などの中央官庁を通じて、国際社会の法規（特に女性差別撤廃条約）の制定や国際会議の開催に、歩調を合わせるように行われた。

まず国際条約や国際会議において他の先進国と歩調を合わせるために、国内の女性の地位向上の具体的な施策が、中央官庁で検討される。そして中央官庁の行政指導のもと、次に都道府県が施策を検討する。そしてさらには市町村が、都道府県の行政指導のもと国と同種の施策を検討することになる。このように中央集権的な行政運営がなされているので、学校教育の問題も、まず国の方針や施策を分析して、それから各自治体の具体的な施策を分析する手順を踏む。まとめると日本の男女共同参画に関する行政施策は、次のような順番で検討されて実施される。



(4) 担当部局と施策の指針

日本の中央官庁では、担当部局が施策の原案を立案し、審議会で審議して報告書を作成する。そしてその報告書を参考に、最終的な施策を法令等の形で担当部局が策定する。そして施策が確定してから、最後に施策の実施を行う。男女共同参画の施策実施に関して、中央官庁の担当部局と審議会は、次の通りである。

①担当部局

男女共同参画に関する施策は、総理府に置かれた婦人問題企画推進室が担当してきた。そして1994年7月の閣議決定により、同室に代わって男女共同参画推進本部が総理府に置かれた。

2001年1月に行われた省庁改革で、従来の総理府は内閣府に改組され、男女共同参画推進本部は男女共同参画局になった。同局は現在男女共同参画会議の事務局になるとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する企画立案、総合調整等を所掌事務としている。また関連施策に関する年次報告（男女共同参画白書）等の作成、男女共同参画社会基本法の普及・啓発、国の審議会等における女性委員の登用促進、女性公務員の採用・登用の推進、地方公共団体・民間団体と連携した各種啓発事業の実施なども行うとされる。

②審議会

1994年に「男女共同参画審議会設置法」に基づき、政府の施策に国民各層の幅広い意見を反映させる目的で、男女共同参画審議会が内閣に設置された。審議会の委員は25名とし、男女のいずれの委員も10名以上になるよう定められた。なお議長には、男女共同参画問題に関する担当大臣である内閣官房長官が就任している。2001年の省庁改革で同審議会は、男女共同参画会議に改組された。

③施策の指針

男女共同参画に関する現在の政府の施策の中心となるのは、男女共同参画2000年プランと、男女共同参画社会基本法の2つである。

前者は正式名称を「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（2000年）までの国内行動計画一」といい、1996年12月に男女共同参画推進本部で決定された。

後者の男女共同参画社会基本法は、1999年6月に成立・施行された。男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本事項を定めている。

5. 国の施策にみる、学校教育における男女共同参画の動き

(1) 教育の重要性

施策の中には、男女雇用均等法（1990年成立）のように現実に法制化されたものもある。しかし多くは、各種の報告書に提言として記載されはしたものの、なかなか実現には至らない。たとえ法制化された施策でも、実現のための予算措置や罰則規定がなければ、単なる努力目標に終わってしまう。男女平等に向けての意識は、地域や地方自治体により温度差があり、また住民の考えにより異なる。男性中心の社会の規範や古くから続いた女性差別の慣習を、住民の意識の改革をせずに、行政の上からの指令のみですぐに変えるのは難しい。そこでマス・メディアによる女性の地位向上を求めるキャンペーンや、次代を担う子ども達

の教育が重要となってくる。

(2) 男女共同参画2000年プランにおける、教育の役割

国の施策において男女共同参画を進めるための教育に関する施策は、まず前述の男女共同参画プランにみることができる。

同プランでは、「職場・地域・家庭における男女共同参画の実現」¹⁾のために、①雇用、②農山漁村におけるパートナーシップ、③男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援、④高齢者の生活条件の整備、⑤女性に対する暴力の根絶、⑥メディアにおける女性の人権尊重、⑦女性の健康支援、⑧教育、学習の充実、⑨地球社会の平和・平等・開発への貢献、以上9領域の施策を提言している。

「教育、学習の充実」に関する施策は、男女平等を推進する教育・学習と、多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実との2点にまとめられている。それぞれの内容の骨子は次の通りに記されている²⁾。

「●男女平等を推進する教育・学習

初等中等教育の充実、高等教育機関における男女平等の推進、社会教育の推進

●多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

生涯学習の推進、女性の多様化・高度化した学習需要に対応した教育・学習活動の充実、進路・就職指導の充実」

政府の報告書はどうしても総花的な性格を持つ。教育・学習に関してもさまざまな施策を示している。しかしその内容の大半は、生涯教育という観点での女性の学習支援が中心になっている。義務教育に関する施策は、初等中等教育の充実に関する次の表現が示されているだけである。その内容は「家庭科教育」以外は具体的ではなく、義務教育での学校の指導で何を行うべきかは大変分かりにくい。

「●初等中等教育の充実—学校教育全体を通じた指導の充実等、家庭科教育の充実」³⁾

(3) 男女共同参画ビジョンにおける、教育の役割

男女共同参画審議会が1996年7月に提出した「男女共同参画ビジョン」は、男女共同参画2000年プランの下案になっている。男女共同参画プランの骨子はこの「ビジョン」を基に構成されているので、同ビジョンにおける学校教育に関する提言を次にみてみよう。

同ビジョンでは、第2部男女共同参画社会への取り組みで、5つの施策の取り組みを示している。学校教育に関する施策は、その中の「4 性別にとらわれずに生きる権利を推進・擁護する取り組みの強化」の第4項に、『男女平等を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実』として示されている。

同プランの概要⁴⁾に示されている義務教育の内容に関する提言は次の通りである。

「○学校教育における人権尊重、男女平等等に関する指導の充実、教職員の男女平等の理解の促進、教科書・教材の内容の充実など固定的な役割分担を助長しないような配慮、必要以上に男女を別に分ける慣習・慣行の見直しを期待」⁵⁾

また義務教育制度に関連して、次のように家庭教育や親による学校運営への参加の2点も提言されている。

「○子どもが性別にとらわれずに個性を伸ばすことのできるしつけ、教育態度、家庭教育に関する学習機会の充実、父親の家庭教育への参加支援など男性の家庭教育の促進

○学校における方針決定過程への女性の参画の推進、PTA活動への男性の参画」⁶⁾

（4）義務教育への具体的な提言の不備

男女共同参画ビジョンに示されている義務教育関連の施策も、前述のように抽象的でありしかもその対象が限られている。確かに教科書や教材の中での男女の役割の平等化の検討や男女混合名簿の採用などは、同プランの提言から導き出される。しかしながら、教職員の職制や昇進における差別（管理職には女性が少ない、女性の教員は小学校では低学年の担任が多い、等）という教育界における男女差別の本質的な問題や、女子生徒への学習期待の相対的低さ（男の子には大学進学を期待するが、女の子に対しては将来結婚すればよいのだからあまり進学指導や職業指導に期待しない、等）、女子の理数科の成績の相対的低さなど、学習到達に関する根本的な問題が欠落しかねない。

このように政府の施策が教育における女性差別の一部の問題に限定されたり、うわべの改善だけを提言していると、学校現場での対応が、年1回程度の教員研修の実施や混合名簿の採用程度でお茶を濁すことになる恐れが強い。

6. 兵庫県における男女共同参画の動き

都道府県では、国での施策に対応して男女共同参画の動きを導入することになる。しかし中には女性の地位向上に熱心な都道府県もあり、啓発活動に力を入れて、各種の調査の実施や報告書の作成を活発に行っている自治体もある。ここでは、都道府県の例として兵庫県の事例をみていく。

（1）兵庫県の取り組み

兵庫県では、1985年に「ひょうご婦人しあわせプラン」、続いて1990年に「新ひょうごの女性しあわせプラン」を作成した。また1992年にJR神戸駅前のビル内に「県立女性センター」(現県立男女共同参画センター)を開設して、女性問題全般に関する相談業務、研修、資料の閲覧などのサービスを県民に提供している。兵庫県は審議会等の委員への女性の登用促進にも積極的で、婦人団体等の活動拠点として「ひょうご女性交流館」の建設を行って

る。また2001年度からの兵庫県の女性の地位向上に関する行動計画である「兵庫県男女共同参画計画」を、2000年に策定している。

(2) 兵庫県下の自治体の取り組み

①行動計画

兵庫県には2003年4月現在22市と66町がある。本稿で検討する豊岡市が男女共同参画プランを策定した2000年の6月以前に、次の表2に示す12の市が男女共同参画に関する行動計画を既に策定している。またこの他にも高砂市も豊岡市と同時期に作成の作業を進めている。

表2から、主に阪神間の人口の多い地域の都市と神戸と姫路の間の都市とで、行動計画が策定されていることが分かる。これは人口の多い都市部では、女性の権利の向上に対して関心の強い住民が多くいることと、大都市ほど市役所の規模が大きく、男女共同参画について専任のスタッフを配置できることによるのであろう。また三田市では行動計画を1994年と1996年の2度策定している。三田市のこの問題に関する意識の高さが窺われる。

表2 2000年以前に策定された兵庫県下の自治体の行動計画一覧(策定順)

市名	策定年月	行動計画名
姫路市	1993年3月	女性いきいきプランひめじ21
尼崎市	1993年3月	尼崎市女性行動計画
明石市	1994年3月	あかし女性プラン
三田市 (三田市)	1994年10月 (1996年5月)	男女共同参画の世紀にむけて (三田市女性行動計画)
伊丹市	1996年3月	伊丹市女性のための行動計画
宝塚市	1996年9月	宝塚市女性プラン
赤穂市	1997年3月	あこう女性プラン
西宮市	1997年3月	西宮新女性プラン
川西市	1998年4月	川西市女性プラン
芦屋市	1998年6月	芦屋市男女共同参画行動計画
神戸市	1998年9月	こうべ男女共同参画プラン21
加古川市	1999年3月	加古川市男女共同参画行動計画

②担当部局

男女共同参画に関して、行動計画を策定した市役所での担当部局はどこであろうか。担当した部を調べると、前記の12の都市のうち、市民部・市民局・市民生活部・市民活動部・人権市民部など「市民」を冠する部(神戸市は局)は、神戸、姫路、明石、伊丹、宝塚、川西の6市である。また尼崎市は担当部局が女性・生活部、三田市は生活文化部で、「生活」を冠している。これらに対して西宮市は地域振興部、芦屋市は企画財政部、加古川市は企画部が担当し、赤穂市は教育委員会が担当している。もちろん部局名だけからその担当業務を必ずしも予想できないが、市民サービスを担当する部局と、市政の企画調整

を担当する部局のどちらかに集中しているようである。

7. 豊岡市における男女共同参画プランの策定

(1) 事例の選定

豊岡市は兵庫県北部に位置し、人口5万人弱の地方都市である。太平洋や瀬戸内海の沿岸部の工場地帯や高速道路網からははずれた過疎地域にあるが、兵庫県北部の中心都市であり、県の出先機関などが多くある。日本各地方によくあるような中堅の都市である。周辺地域は少子高齢化や過疎が進み、これといった大企業もないが、地域の中では文化や教育の中心地でもあり、保守的な風土の中にも女性問題に関心のある「進歩的な」人々もそれなりにいる。

また22ある兵庫県の市の内、13番目に男女共同参画に関する行動計画を策定した市である。女性問題について先進的な試みをしている市ではないが、周辺の自治体（町）に比べれば女性問題に関する意識が高い地域である。つまりある意味で女性問題に関する関心、意識、体制などが日本の中で平均的とも思える自治体である。

(2) 男女共同参画プラン策定のプロセス

① 1年4ヶ月で作成

2000年6月に豊岡市は、「豊岡市男女共同参画プラン：女性が変わる。男性が変わる」を刊行した。このプランに従って、それ以降の豊岡市の男女共同参画に向けての施策が実施されることになる。21世紀の豊岡市の男女共同参画社会を目指した施策の指針となるものである。その作成の作業は、その前年の1999年の2月から開始されており、実質1年4ヶ月の期間で完成にこぎつけた。プラン策定に至る主な経過は次の表3に示す通りである⁷⁾。

表3 プラン策定の経過

1999年 2月15日	第1回策定委員会開催（第1回ワーキング部会開催）
1999年 2月24日	第1回推進懇話会
1999年 3月10日～26日	市民意識調査の実施
1999年 5月21日	第2回策定ワーキング部会開催－市民意識調査の結果の検討
1999年 6月 7日	第3回策定ワーキング部会開催－プランの理念、目標、構成の検討
1999年10月27日	第4回策定ワーキング部会開催－プラン原案の作成について
1999年11月 4日	第2回策定委員会開催－市民意識調査の分析
1999年11月10日	第2回推進懇話会開催－市民意識調査の分析
1999年12月 1日～15日	プラン策定に対する市民意見募集
2000年 2月25日	第5回策定ワーキング部会開催－プラン原案の検討
2000年 3月 3日	第3回策定委員会開催－プラン原案の検討
2000年 3月25日	第3回推進懇話会開催－プラン原案の検討
2000年 6月 2日	庁議－プランの了承

②市民意識調査を実施

1年目の2月にプラン作成の方針を話し合い、それから市民意識調査の集計と報告書作成の作業が開始され、市民意識調査の報告書⁹⁾が9月に完成した。その報告書の分析を10月から11月にかけての会議で行い、12月には市民の意見も募集した。

③原案の検討

2年目の2000年に入ると共同参画プランの原案の作成作業が開始され、3月に原案⁹⁾を完成させた。その後会議で原案の検討を重ね、一部修正して6月にプランが完成した。

(3) 男女共同参画プラン策定の体制

①担当部局

豊岡市ではプラン策定の事務局は企画課におき、同課の企画政策係が担当した。課長、課長補佐、係長、主任の4名による体制であり、実際の実務作業は係長と主任の2名で担当した。プランの原案を作成した。

②策定ワーキング部会

市役所内の関連の深い9の課から、係長・主任クラスの実務担当者を1名ずつ選出して構成。意見の交換・調整にあたった。

③策定委員会

市役所内の関連の深い9の課の課長で構成。庁内で事実上プランを承認する機関。

④推進懇話会

市民の各界・各層から幅広く意見を聴くため設置されたもの。懇話会という名称であるが実質的には審議会に近いもの。委員は11名で、事務局で選定して就任を依頼した。なお委員の報酬はない。生活評論家で兵庫県女性施策推進委員会の委員である三輪昌子氏を、大阪から座長に招いた。座長以外の10名の役職は次の通りである¹⁰⁾。

人権擁護委員、民間女性団体役員、教育委員、商工会議所婦人部会長、区長連合会会長、短大助教授、兵庫県立但馬生活科学センター副所長、公共職業安定所所長、連合婦人会会長、連合兵庫但馬地域協議会事務局長

表4 豊岡市男女共同参画プランの目次

第1章	プラン策定の背景
第2章	プラン策定の基本的な考え方
第3章	プランの内容
第4章	施策の方向と展開
資料編	1. 所管別一覧表
	2. 策定体制
	3. 策定の経過
	4. 市民意識調査
	5. 男女共同参画社会基本法
	6. 用語解説

(4) 男女共同参画プランの概要

①プランの内容構成

刊行された「豊岡市男女共同参画プラン」は、全部で57ページからなるパンフレットである。第1～第4章と資料編とから構成される。各章の題目は右記の通りである。

②施策の体系と具体的な施策

プランの中では、表5に示す5つの「基本目標」がまず設定された。これらは施策を5つの大規模な領域に分類したものと考えることができる。これらの基本目標ごとに、それぞれ3～4項目の「施策の方向」と呼ばれる目標達成に必要な中規模な施策の領域が含まれる。

表5 プランの基本目標

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 男女共同参画のための意識改革 2. あらゆる分野への男女共同参画の促進 3. 男女が共に豊かに働ける労働環境の整備 4. 福祉の充実と健康の保持増進 5. 推進体制の整備 |
|--|

施策の方向は、さらに複数の「基本施策」と呼ばれる小規模な施策の領域に分けられ、そしてその基本施策がさらに複数の「具体的な施策」に分類される。

例えば、基本目標1の「男女共同参画のための意識改革」には、施策の方向は3項目含まれる。その2番目の項目は、「男女平等・対等の視点に立つ人権教育の推進」である。この施策の方向は、さらに2つの基本施策から構成され、その2つの基本施策には具体的な施策が合計9項目含まれている。なおプラン全体では、具体的な施策が合計134項目示されている。

上記の施策の方向（人権教育の推進）の例を挙げると、2つの基本施策の内の第1の項目が「学校における男女平等教育の推進」であり、さらにその中に5つもの具体的な施策が示されている。例えばその第1の項目は、「啓発用教材の充実」である。

③具体的な施策の実施年度

プランでは具体的な施策に対して、それぞれ所管の課が示され、実施目標年度をA, B, Cで示している。Aは「現在の施策をさらに充実させる」、Bは「2004年までに実施する」、Cは「2009年までに実施する」を意味している。つまりA、B、Cの順で優先順位が高くなっている。

8. 豊岡市男女共同参画プランにおける、学校教育関連の具体的な施策

(1) 学校教育課所管の施策

134ある具体的な施策の内、義務教育の小中学校に関連する施策は5項目である。また学童保育と児童館に関する具体的な施策がそれぞれ1項目あり、さらに生涯学習に関する具体的な施策が5項目ある。なお義務教育に関連する5つの施策の所管は、すべて学校教育課である。

(2) 具体的施策と実施目標年度

学校教育課所管の上記5項目の内容と実施目標年度は、次の表6に示す通りである。

男女混合名簿の採用のみが、Bの2004年までの実施とされている。残りの4項目は、Aの現在の施策の一層の充実が望まれるとされている。

表6 プランに示された義務教育に関する具体的な施策

具体的施策	実施目標年度
○啓発用教材の充実	A
○学校経営、学級づくりにおける男女平等の推進	A
○男女混合名簿の採用	B
○「人権教育基本方針」に基づく人権意識の育成	A
○男女の身体的特性についての理解と平等意識を高めるための性教育の充実	A

(3) 具体的施策の問題点——男女平等教育の観点から——

5つの具体的な施策をみると、男女平等を推進する教育の本質的な部分が欠落しているのではないかと、まず懸念される。例えば第4項目の「人権意識の育成」と第5番目の「性教育」は、男女平等教育に関連するものではあるが、男女平等を実現するための教育そのものではない。人権教育や性教育自体は大切であるが、それだけでは男女平等の教育に代替できないのである。

次に残りの3項目の施策をみると、第3項目の男女混合名簿以外の2つの項目は、表現が抽象的で具体的な教育実践がイメージできない。「啓発用の教材」とは果たしてどのようなものか、また「学校や学級づくりにおける男女平等の推進」とは何を指すのかを、もう少し具体的に示さないと、何を行えばよいか現場の教員は判断ができない。単なる言葉の羅列に終わる可能性もある。

またこれらの施策は確かに学校教育課が所管であるが、実態としては教育実践の詳細はかなりの部分学校現場の裁量によると思われる。教育委員会の事務局である学校教育課の担当職員が、具体策の実現について机上の作文だけで済ませることのないように、現場への指導の徹底及び意見の交流の推進が望まれる。

おわりに

地方都市の豊岡においても、文面の上ではかなり素晴らしい男女共同参画プランが完成した。しかしながら同プランに記載された男女平等教育の具体的な施策を細かく分析してみると、表現が必ずしも具体的でなく、しかも男女平等の本質に触れる実践が欠如していることが判明した。

行政の施策では、報告書を作成することはあくまでも出発点であり、それ自体が最終目的であってはならない。それゆえプラン策定後の施策の遂行の同市における実態を詳細に検討

することが、今後の重要な課題となる。

注

- 1) 総理府編『男女共同参画白書——男女共同参画の現状と施策——』1999年大蔵省印刷局の参考資料2「男女共同参画社会の促進に向けて」271頁から引用。
- 2) 同上書 270-277頁。
- 3) 同上書 276頁。
- 4) 同上書参考資料5「男女共同参画ビジョン——21世紀の新たな価値の創造——」292頁-297頁。
- 5) 同上書 295頁。
- 6) 同上書 295頁。
- 7) 兵庫県豊岡市「豊岡市男女共同参画プラン：女性が変わる。男性が変わる」2000年6月 48頁。
- 8) 兵庫県豊岡市「男女共同参画社会の実現についての市民意識調査」1999年9月 全43頁。
- 9) 兵庫県豊岡市「豊岡市男女共同参画プラン（案）」2000年3月 全52頁。
- 10) 兵庫県豊岡市「豊岡市男女共同参画プラン：女性が変わる。男性が変わる」2000年6月 47頁。